

関係各位

南島原市長
(管財契約課契約班取扱)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）

建設工事に配置される主任技術者等について、下記のとおり取扱うこととします。
今後も、適切な施工管理の徹底をお願いします。なお、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（令和7年1月30日付け6南管財第430号）は、本通知の適用日以降に廃止します。

記

1. 主任技術者の兼務に係る当面の取扱い

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に係る監理技術者又は主任技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

但し、密接な関係のある建設工事を近接した場所等において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）とされていますが、その当面の取扱いについて、次のとおりとします。

なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち総額で5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上を下請契約して施工する場合に配置する監理技術者については、当該規定は適用されないことに留意ください。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

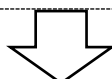
又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

（なお、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。）

かつ

工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において
同一の建設業者が施工する場合



同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
この場合において、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、
専任が必要な工事を含む場合については、原則2件程度とする。

主任技術者の兼務については、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工のために発注者が判断します。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意ください。

2. 1の取扱いを満たし、主任技術者が兼務する場合

主任技術者兼務承諾協議書（様式－1号）を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておいてください。

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化

監理技術者又は主任技術者の専任義務がある建設工事において、工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とします。

但し、発注者と受注者の間で設計図書、打合せ記録簿等の書面により明確となっていることを条件に、下記の場合においては、契約工期であっても工事現場への専任は要しないことに留意ください。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・工事を全面的に一時中止している期間
- ・工場製作のみが行われている期間
- ・工事完了後、検査が完了し、事務手続・後片付け等のみが残っている期間

なお、下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とします。

但し、例えば、工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません。

4. 専任の明確化（国土交通省の監理技術者制度運用マニュアル三（１）④抜粋）

他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の主旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場へ常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

5. 専任の技術者が現場を不在とする場合の理由

専任の技術者が現場を不在とする理由としては、下記（１）～（５）が考えられる。

- （１）当該建設工事に関する打ち合わせ（注１）や、書類作成等の業務。
- （２）技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加。
- （３）休暇の取得。
- （４）働き方改革の観点（ワーク・ライフ・バランスの推進や、育児等による短時間の現場不在）を踏まえた勤務体系の確保。
- （５）その他の合理的な理由（冠婚葬祭、通院 等）

※病気入院や検査入院等により不在が長期となる場合は、途中交代を行う。（長期の

目安は、7日（休工日を除く。）程度とする。）

（注1）発注者との打ち合わせについては、現場から離れていても不在として取り扱わない。なお、この場合においても連絡体制を整備し、現場と連絡を取ることが可能であること。

6. 専任の技術者が現場を不在とする際に適切な施工ができる体制確保の例示

専任の技術者が現場を不在とする際、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする専任の技術者の状況等を踏まえ決定するが、代表的には下記（イ）～（二）が考えられる。

ただし、専任の技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

（イ）必要な資格を有する代理の技術者（注2）の配置。なお、代理の技術者は受注者と直接的な雇用関係を有し、かつ、他現場の専任の技術者ではないこと。

（ロ）工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保。

（ハ）リアルタイムの映像・音声による通信手段（注3）の確保。

（二）（ハ）の通信手段（注3）を活用した必要な資格を有する代理の技術者（注2）による対応。なお、代理の技術者は受注者と直接的な雇用関係を有し、かつ、他現場の専任の技術者ではないこと。

（注2）「必要な資格を有する代理の技術者」とは…

主任技術者の場合、当該業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。

監理技術者の場合、当該工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者をいう。

監理技術者補佐の場合、建設業法施行令第19条に該当する者をいう。

（注3）「リアルタイムの映像・音声による通信手段」とは…

遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。

7. 専任の技術者が現場を不在とする場合の対応

専任の技術者が現場を不在とする場合は、その期間や頻度を踏まえ、適切な方法で発注者の了解を得ること。

【短期間（1～2日程度）の不在の場合】

受注者は、発注者と電話等で下記①～④の内容により協議し、了解を得ること。（打合せ簿での協議は要しない。）

①現場を不在とする理由（「5. 専任の技術者が現場を不在とする場合の理由」を参照）

②現場不在の期間

③現場不在時の体制確保の方法（「6. 専任の技術者が現場を不在とする際に適切な施工ができる体制確保の例示」を参照）

④不在期間中の施工内容

※不在が1日に満たない場合は、発注者との協議は不要とする。

【短期間（1～2日程度）を超える不在の場合】

【終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合】

【周期的に現場を離れる場合】

受注者は、上記①～④を明示した打合せ簿により発注者と協議を行い、了解を得ること。

8. 適用日

令和7年6月11日以降に適用する。